



## 地域別最低賃金額が上がります

令和6年10月以降の地域別最低賃金額が決定されました。

全国加重平均額は過去最高の51円の引き上げとなります(都道府県別では最高84円の引き上げ)。

※特定(産業別)最低賃金については今後審議され、12月頃決定される予定です。



### 令和6年度地域別最低賃金額全国一覽

都道府県	令和6年度	増額幅 (前年度)	発効日	都道府県	令和6年度	増額幅 (前年度)	発効日	都道府県	令和6年度	増額幅 (前年度)	発効日
北海道	1,010円	50円 (960円)	10/1	石川	984円	51円 (933円)	10/5	岡山	982円	50円 (932円)	10/2
青森	953円	55円 (898円)	10/5	福井	984円	53円 (931円)	10/5	広島	1,020円	50円 (970円)	10/1
岩手	952円	59円 (893円)	10/27	山梨	988円	50円 (938円)	10/1	山口	979円	51円 (928円)	10/1
宮城	973円	50円 (923円)	10/1	長野	998円	50円 (948円)	10/1	徳島	980円	84円 (896円)	11/1
秋田	951円	54円 (897円)	10/1	岐阜	1,001円	51円 (950円)	10/1	香川	970円	52円 (918円)	10/2
山形	955円	55円 (900円)	10/19	静岡	1,034円	50円 (984円)	10/1	愛媛	956円	59円 (897円)	10/13
福島	955円	55円 (900円)	10/5	愛知	1,077円	50円 (1,027円)	10/1	高知	952円	55円 (897円)	10/9
茨城	1,005円	52円 (953円)	10/1	三重	1,023円	50円 (973円)	10/1	福岡	992円	51円 (941円)	10/5
栃木	1,004円	50円 (954円)	10/1	滋賀	1,017円	50円 (967円)	10/1	佐賀	956円	56円 (900円)	10/17
群馬	985円	50円 (935円)	10/4	京都	1,058円	50円 (1,008円)	10/1	長崎	953円	55円 (898円)	10/12
埼玉	1,078円	50円 (1,028円)	10/1	大阪	1,114円	50円 (1,064円)	10/1	熊本	952円	54円 (898円)	10/5
千葉	1,076円	50円 (1,026円)	10/1	兵庫	1,052円	51円 (1,001円)	10/1	大分	954円	55円 (899円)	10/5
東京	1,163円	50円 (1,113円)	10/1	奈良	986円	50円 (936円)	10/1	宮崎	952円	55円 (897円)	10/5
神奈川	1,162円	50円 (1,112円)	10/1	和歌山	980円	51円 (929円)	10/1	鹿児島	953円	56円 (897円)	10/5
新潟	985円	54円 (931円)	10/1	鳥取	957円	57円 (900円)	10/5	沖縄	952円	56円 (896円)	10/9
富山	998円	50円 (948円)	10/1	島根	962円	58円 (904円)	10/12	全国加重平均額1,055円 (前年度:1,004円)			

### 最低賃金制度のポイント

- 令和6年度地域別最低賃金額は、都道府県ごとの発効日から適用されます。  
※発効日以降の勤務分の賃金から適用されます。
- 地域別最低賃金は原則として、都道府県内にある事業所で働くすべての労働者に適用されます。  
※地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が設定されている場合は、高い方の最低賃金が適用されます。
- 会社は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### 最低賃金額以上の賃金になっているかの確認方法 ～月給制の場合～

【例】月給者(土日祝休み)・東京都の事業所に勤務の場合

<最低賃金額>  
令和6年度: 1,163円/時間

<労働条件>

- ◆ 年間所定労働日数 255日
- ◆ 所定労働時間 8時間/日
- ◆ 賃金
  - 基本給 : 175,500円
  - 職務手当 : 20,000円
  - 通勤手当 : 5,000円
  - 時間外手当 : 35,000円
 (合計 235,500円)

#### ① 対象となる賃金を求める

支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金(通勤手当、時間外手当、家族手当等)を除きます。

$$235,500円 - (5,000円 + 35,000円) = 195,500円$$

#### ② ①の金額を時間額に換算する

月によって所定労働時間数が異なる場合(土日が休みの事業所等)は、1年間における1ヶ月平均所定労働時間数で計算します。

$$195,500円 \div (255日 \times 8時間 \div 12ヶ月) = \underline{1,150円}$$

#### ③ ②の金額と最低賃金額を比較する

$$\underline{1,150円} < \underline{1,163円}$$

令和6年度の最低賃金額を下回るため、賃金の見直しが必要です。

★その他、最低賃金についての詳細は下記のサイトをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/newpage\\_43875.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43875.html)

詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング TEL: 03-3526-4277